



母子家庭・父子家庭の方の

就職に有利な資格取得を応援します！

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんが、適職に就くために必要な技能や資格を取得するために、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給しています。ご希望の方は必ず講座受講前にご相談ください。

対象者 市内にお住まいで、次の条件すべてを満たす方。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準であること。
- ② 今までに訓練給付金を受給していないこと。
- ③ 適職に就くために必要と認められること。

対象となる講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座

※『厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧』をご覧ください。

対象講座一覧 URL：http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza

支給額

①雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方

対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円）

※ただし、6割相当額が12,000円を超えない場合は支給されません。

②雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方

①に定める額から雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

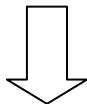
※雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給額と併せて①と同額が支給されますが、雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給額を確認するため、ハローワークから通知される「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」が必要になります。

裏面あり

※手続きについて

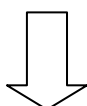
事前相談

まず、受講前に当センターへご相談ください。



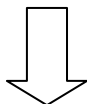
受講資格確認

「受講資格確認願」を提出していただく必要があります。
必要な書類をご確認ください。



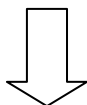
講座受講

「受講資格確認書」を受けてから講座の申込みを行ってください。



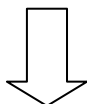
支給申請

受講修了後 30 日以内に「給付金支給申請書」を提出する
必要があります。
必要な書類をご確認ください。



支給決定

支給決定通知書を送付いたします。



給付金支給

お問い合わせ

郡山市こども支援課 こども家庭相談センター
(ニコニコこども館 5 階) 024-924-3341